

伊丹市と尼崎信用金庫との包括連携協定書

伊丹市(以下「甲」という。)と尼崎信用金庫(以下「乙」という。)とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- (1) 地域活性化、産業振興に関すること
- (2) 地域の安全・安心に関すること
- (3) 子どもたちの教育に関すること
- (4) 健康増進に関すること
- (5) 環境対策に関すること
- (6) その他市民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。
- 3 甲と乙は、第1項の連携・協力を推進するに当たり、必要に応じ、近隣市町、他の事業者等との間で連携・協力が図られるよう努めるものとする。

(機密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

- 2 前項の規定は、本協定が終了した後も存続するものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月22日

甲：伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
伊丹市長

乙：尼崎市開明町3丁目30番地
尼崎信用金庫
理事長